県章

山形県公報

令和８年11月４日（水）
第751号
毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……（県産米戦略推進課）…1051
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）… 同
○同　……（　同　）…1052
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出……（会　計　局）… 同

病院事業局関係

規　　程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程…… 同

告　　示

山形県告示第771号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和８年11月４日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム２１
代表取締役社長　遠藤　久幸
米沢市中田町889番地の１

２　届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変　更　前	変　更　後	備　考	
長谷川　和郎 玄米、大豆	同　左	国内産農産物に限る。	令和８年10月15日
小関　正浩 玄米、大豆			
鈴木　敬貴 玄米、大豆	同　左		

山形県告示第772号

次の開発行為は、完了した。

令和８年11月４日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号

令和８年９月１日　８指令村総建第８号

２　開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字東根元東根字一本木6075番３、6080番、6086番１、6087番２、6088番１、6089番、6080番先

３　開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡河北町大字溝延128番地　株式会社たかき

山形県告示第773号

次の開発行為は、完了した。

令和８年11月４日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号

令和８年６月24日　指令村総建第130号

２　開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡西川町大字水沢字上原2297番、2298番１、2299番１、2334番２、2304番の一部

３　開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡西川町大字海味510番地　西川町

山形県告示第774号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年４月県規則第34号）第16条第１項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和８年11月４日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所　在　地		
株式会社ジー・エス・プロアシスト 代表取締役　村山　誠	東京都新宿区西新宿三丁目20番２号	米沢市東二丁目８番16号	令和 8.11.30

病院事業局関係

規　　程

山形県病院事業管理規程第17号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年11月４日

山形県病院事業管理者　阿　彦　忠　之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年３月県病院事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

文書料	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第２第６号トに該当する場合	診断書料	普通診断書	１通につき	2,000円
			詳細な診断書料	１通につき	5,000円
			特殊な診断書料	１通につき	5,000円
		検案書料		１通につき	5,000円
		諸証明書料	普通証明書料	１通につき	1,200円
			詳細な証明書料	１通につき	3,000円
	上記以外の場合	診断書料	普通診断書	１通につき	2,200円
			詳細な診断書料	１通につき	5,500円
			特殊な診断書料	１通につき	5,500円
		検案書料		１通につき	5,500円
		諸証明書料	普通証明書料	１通につき	1,320円
			詳細な証明書料	１通につき	3,300円

」を

「

文書料	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第２第６号トに該当する場合	診断書料	普通診断書	１通につき	3,000円
			詳細な診断書料	１通につき	5,500円
			特殊な診断書料	１通につき	5,500円
		検案書料		１通につき	5,500円
		諸証明書料	普通証明書料	１通につき	2,200円
			詳細な証明書料	１通につき	4,000円
	上記以外の場合	診断書料	普通診断書	１通につき	3,300円
			詳細な診断書料	１通につき	6,050円
			特殊な診断書料	１通につき	6,050円
		検案書料		１通につき	6,050円
		諸証明書料	普通証明書料	１通につき	2,420円
			詳細な証明書料	１通につき	4,400円

」に、

「

新生児衣類使用料	助産に係る診療等を受ける場合		１人１日につき	800円
	上記以外の場合		１人１日につき	880円
おむつ使用料	助産に係る診療等を受ける場合	パンツ型又はテープ止め型	１枚につき	140円
		平型	１枚につき	80円
		尿取りパッド	１枚につき	60円
	上記以外の場合	パンツ型又はテープ止め型	１枚につき	150円
		平型	１枚につき	90円
		尿取りパッド	１枚につき	70円
病衣使用料	助産に係る診療等を受ける場合		１人１日につき	70円
	上記以外の場合		１人１日につき	80円

」を

「

新生児衣類使用料	助産に係る診療等を受ける場合		１人１日につき	900円
	上記以外の場合		１人１日につき	990円
おむつ使用料	助産に係る診療等を受ける場合	パンツ型又はテープ止め型	１枚につき	230円
		平型	１枚につき	120円
		尿取りパッド	１枚につき	100円
	上記以外の場合	パンツ型又はテープ止め型	１枚につき	250円
		平型	１枚につき	130円
		尿取りパッド	１枚につき	110円
病衣使用料	助産に係る診療等を受ける場合		１人１日につき	200円
	上記以外の場合		１人１日につき	220円

」に、

「

診察券再発行手数料	１枚につき　260円

」を

「

診察券再発行手数料	１枚につき　370円

」に改める。

附　則

この規程は、令和９年２月１日から施行する。

令和８年11月４日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年11月４日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。